| | |
|---|---|
| 8　第５項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第５項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。 | （新設） |
| ロ　（略） | ロ　（略） |
| ハ　専門行政職俸給表初任給基準表 | ハ　専門行政職俸給表初任給基準表 |
| （略） | （略） |
| 備考 | 備考 |
| 1　電波法に規定する無線従事者の資格を有し、航空通信施設等の運用、保守等の業務に従事する職員（以下「航空無線従事者」という。）にこの表又は第６項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。 | 1　電波法に規定する無線従事者の資格を有し、航空通信施設等の運用、保守等の業務に従事する職員（以下「航空無線従事者」という。）にこの表又は第５項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。 |
| 2　（略） | 2　（略） |
| 3　航空保安大学校本科の卒業者にこの表又は第６項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。 | 3　航空保安大学校本科の卒業者にこの表又は第５項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。 |
| 4　（略） | 4　（略） |
| 5　試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学６卒後のものに限る。）にあつては「１級47号俸」と、博士課程修了（大学６卒後のものを除く。）にあつては「１級42号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒にあつては「１級27号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。 | （新設） |
| 6　（略） | 5　（略） |
| 7　前項の表の試験欄の「Ｉ種」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、同表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学６卒後のものに限る。）にあつては「１級47号俸」と、博士課程修了（大学６卒後のものを除く。）にあつては「１級42号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒にあつては「１級27号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。 | （新設） |
| 8　第５項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第５項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。 | （新設） |
| ニ　税務職俸給表初任給基準表 | ニ　税務職俸給表初任給基準表 |
| （略） | （略） |
| 備考 | 備考 |
| 1　税務大学校普通科の卒業者にこの表又は第３項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。 | 1　税務大学校普通科の卒業者にこの表又は次項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。 |